

広島県告示第七百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を安芸高田市役所の掲示場に掲示した。

平成二十八年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
安芸高田市吉田町上入江字柏山八七、一〇五	土居 平吉 群越 惣三郎 四ツ路 弥市 寺田 徳助 田坂 謹平 末廣 シケ 板岡 弥三郎 水戸 仁六 近藤 勢助 本田 清四郎 斉藤 宅藏 吉田 茂吉 板岡 徳三郎 可愛川 善吉 可愛川 三太郎 板川 伊作 松津 瀬助 政本 小平 湊 岱助 中本 秀吉 信角 亀松 古田 團藏 船本 力藏 後藤 連助 立花 トヨ 田川 吉三郎 三木 浅吉 別所 範一 藤岡 直一郎 森本 壽 田村 多右衛門 田部 新吉 中山 富藏 播磨 良助 田坂 伊太郎 藤井 啓次郎

佐々木 市原 田川 清水 原木 石川 横山 原木 沖本 市原 板村 友好 上野 上野 穴宗 出口 出口 末廣 末廣 川寄 出廣 群外之牽 丹本 田村 森直藏 丹本 小田 下沖山 川寄 跡部 望月 河島 吉本 田坂 藤井 西浦 新田 中村 樋口 吉川 湊仁助 有木 富田 大石 芥川 廣中 水弘 板倉 板重 窪本 森本 重太郎 浅吉 千重藏 爲藏 文一郎 歲助 暢次郎 豐次郎 才藏 健介 仁助 光太郎 團助 芳五郎 辰藏 米太郎 侃一 外之助 榮次郎 ハマ 瀨吉 三十郎 岩吉 三郎 富三郎 良平 貞彦 長吉 爲一 菊松 仙松 市平衛 道藏 與吉 廣吉 多吉 長藏 長藏 桑吉 作藏 藤次 利代吉 瀬助 松藏 十五郎 丈藏 丈藏 芳藏 丈助 市原 多市

市原新七 川根宅藏 三川次作 土井高藏 小田巳之助 三川喜六 小田唯次郎 小田新助 小田ミツ 小田伊藏 丹本新藏 安気土盛平 室雄愛次 土井嘉吉 正路元八 安気土繪吉 大木増藏 栗田吉助 栗本米藏 栗本兼吉 神田元吉 橋本石藏 沖田兵一 栗部松藏 栗原卯三郎 田坂シブ 笹山仁市 坂間貞吉 石田源藏 田川金次 大窪嘉八 佐々木タヨ 佐々木伊八 正田弥市 石本友助 中村喜市 山崎兼吉 中村亀吉 柏四郎九 柏五郎兵衛 柏山トセ 田坂喜助 中土井佐平 柏嘉市 三木喜一郎 宮本京平 和田島幸作 尾田嘉十 山本徳太郎 廣下富五郎 増本仁郎次

	山寄 仁藏 佐々木 孫平 山下 弥助 河森 愛助 山重 梅次郎
安芸高田市吉田町上入江字柏山九〇、九二、九五	正田 礼次
安芸高田市吉田町上入江字柏山九六	正田 弥市
安芸高田市吉田町上入江字柏山九七、字清水一一五	亀田 セイ
安芸高田市吉田町上入江字柏山九九、字清水一一七の 一	市原 泰成
安芸高田市吉田町上入江字柏山一〇〇	栗田 桂治
安芸高田市吉田町上入江字柏山一〇一	原木 要
安芸高田市吉田町上入江字柏山一〇六	田坂 善三
安芸高田市吉田町上入江字清水一一七の二	市原 洋子
安芸高田市吉田町上入江字清水一二一、一二四の三	栗田 秀人
安芸高田市吉田町上入江字清水一二二	石田 市蔵
安芸高田市吉田町上入江字清水一二四の一	田坂 義博
安芸高田市高宮町船木字乙木二〇〇二の一、二〇〇 二の一、二〇〇三	安藤 敦子

二 指定の目的

水源の涵養

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)